

報 告

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 議案第 六号 平成二十八年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議案第 七号 甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び甲府地区広域行政事務組合職員の子供休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第五 議案第 八号 甲府地区広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第六 議案第 九号 甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第七 議案第 一号 平成二十九年甲府地区広域行政事務組合一般会計予算
- 第八 議案第 二号 平成二十九年甲府地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 第九 議案第 三号 平成二十九年甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算
- 第十 議案第 四号 平成二十九年甲府地区広域行政事務組合視聴覚ライブラリー事業特別会計予算
- 第十一 議案第 五号 平成二十九年甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計予算

(出席議員)

金丸 三郎君	山田 厚君	荻原 隆宏君	池谷 陸雄君	廣瀬 集一君	坂本 信康君
長沼 達彦君	中村 明彦君	佐野 弘仁君	清水 英知君	山中 和男君	小沢 宏至君
金丸 寛君	赤澤 厚君	小澤 重則君	米山 昇君	山本今朝雄君	内藤 久歳君
齊藤 雅浩君	金丸 俊明君	伊藤 公夫君	宮川 弘也君	三井 猛君	田中 博愛君

(以上二十四名)

(欠席議員)

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局 長 宮川 通佳君 事務局 次長 長田 哲也君

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管 理 者 樋口 雄一君	副 管 理 者 保坂 武君	副 管 理 者 田中 久雄君
副 管 理 者 角野 幹男君	副 管 理 者 岸川 仁和君	事 務 局 長 宮川 通佳君
消 防 長 今井 洋君	会 計 管 理 者 今村 泰志君	事 務 局 次 長 長田 哲也君
次 長 中澤 勝也君	次 長 望月 英介君	次 長 饗場 正人君
総 務 課 長 萩原 亨君	予 防 課 長 森本 修君	代 表 監 査 委 員 乙黒 環君
教 育 委 員 長 平賀 数人君	教 育 委 員 長 長谷川義高君	教 育 委 員 西 山 豊君
教 育 委 員 田中 正清君	教 育 委 員 佐野 勝彦君	公 平 委 員 長 樋口 要君
公 平 委 員 石原 昭君		

開会時間 午後三時

○議長（池谷陸雄君）ただ今から、平成二十九年三月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案について、管理者から通知がありました。

提出議案は、議事日程記載のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

次に、監査委員から、平成二十八年度定期監査報告書、及び平成二十八年八月末、九月末、十月末、十一月末、十二月末、並びに平成二十九年一月末の出納検査報告書が提出されました。

お手元に、配付いたしてあります報告書により、ご了承願います。

次に、横山公平委員は、一身上の都合により、欠席する旨の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議会における発言につきましては、議案の範囲の中での発言をお願いし、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

○議長（池谷陸雄君）これより日程に入ります。

日程第一「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第八十三条の規定により、山田 厚君、齊藤 雅浩君を指名いたします。

次に、日程第二「会期の決定について」を議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷陸雄君）ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日間とすることに決しました。

次に、日程第三、議案第六号から日程第十一、議案第五号までの九案を一括議題といたします。
管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者 樋口雄一君。

○管理者（樋口雄一君） 平成二十九年三月甲府地区広域行政事務組合議会定例会の開会にあたり、私の組合運営に対する所信の一端と、平成二十九年度各会計別予算案及び、提出議案の概要について、申し述べさせていただきますと存じます。

甲府地区広域行政事務組合は、昭和四十八年三月に設立されて以来、これまで四十四年の歴史を積み重ねてまいりました。

この間、消防業務を中心に、それぞれの行政区域の枠を超えて各種事業を展開し、着実にその成果をあげておりますことは、ひとえに組合議会をはじめ、組織市町のご理解とご協力によるものと心から感謝申し上げます。

今後におきましても、より一層の連携、協調を図りながら、甲府広域圏の一体的な発展と圏域住民の更なる福祉の向上に努めてまいれる所存でありますので、議員各位のご支援、ご協力を改めてお願い申し上げます。

さて、我が国においては、経済の再生を最優先課題に位置づけ、アベノミクス「三本の矢」に続き、「新・三本の矢」を放ち、一億総活躍社会の実現に向けた取組を推し進めており、その成果としてGDPの増加や雇用・所得環境の改善など経済の好循環が生まれているものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動などの不安要素もあることから、アベノミクス効果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、生まれはじめた好循環を腰折れさせることのないように、地方創生など様々な政策を推進しているところであります。

こうした中、地方自治体においては、依然として厳しい財政状況にありますが、組織市町におかれましては、行財政改革を一層推進し、多様な地域資源を有効に活用しつつ、将来を見据えた持続的な発展と、創造性豊かな活力あるまちづくりに取組まれております。

本組合といたしましては、山梨県の中核的圏域としての責任と誇りを改めて認識するとともに、圏域住民が「安全」と「安心」を実感して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、地域の特性を見極めつつ、圏域全体の均衡ある発展と、住民福祉の向上を図るための諸事業を着実に展開してまいりたいと考えております。

組合の行財政運営にあたりましては、組織市町の財政状況を踏まえ、不要不急な事務事業の見直しを行うとともに、創意工夫による事業の効果的、効率的な執行に努めてまいりる所存であります。

以上のこれらの執行方針に基づき、平成二十九年度予算の編成をいたしましたところ、その結果、予算全体で申し上げますと、一般会計が、五千四百二十二万九千円、特別会計が、三十七億六千三十二万八千円、合計いたしますと、三十八億千四百五十五万七千円であります。

それでは、本予算の主要な事業の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、ふるさと市町村圏事業についてであります。

ふるさと市町村圏事業につきましては、組合を構成する各市町が協力して、創造性と多様性に富んだ豊かな地域づくりを推進しようとするものであります。

事業といたしましては、圏域住民の地域を愛する心の醸成を目的として、小中学生を対象に絵画を募集する「ふるさと絵画コンクール」、圏域住民の防災意識の高揚を図るための「親子防災体験研修」、圏域のすばらしさを再発見し、郷土愛の醸成を図るための「ふるさと再発見ツアー」、ホームページによる圏域住民への情報の発信及び組織市町の負担軽減を図るための視聴覚ライブラリー事業特別会計への繰り出しなどを引き続き実施してまいります。

また、各市町のイベント情報や、圏域住民に共通した行政サービス情報及び組合事業の紹介など、圏域住民が同一の情報を共有できるよう、「甲府地区広域行政圏情報」として、各市町の広報誌に同一内容の情報を掲載してまいります。

次に、消防事業についてご説明申し上げます。

消防は、安全・安心な甲府広域圏づくりを目指し、圏域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、三百三十七名の職員が全力を挙げて職務の遂行に取り組んでいるところであります。

昨年は、全国各地で火災をはじめ、台風や豪雨などによる被害が多発し、四月に発生した熊本地震では、観測史上初となる震度七の地震が二度も発生し、熊本県を中心とした広い範囲で建物の倒壊や土砂災害により、甚大な被害がもたらされました。

また、十二月には新潟県糸魚川市で百四十棟以上が焼損する大規模な市街地火災が発生するなど、依然として住民の安全を

脅かす各種災害は後を絶たず、尊い生命や財産が失われている状況であります。

幸いにも、今年度、当消防本部管内では、大きな災害の発生はなかったものの、今後、高い確率で発生するといわれている南海トラフ巨大地震並びに、首都直下地震など、大規模地震の発生が危惧されていることから、圏域住民の安全に対する関心は一層の高まりを見せ、消防の責務は益々大きなものとなつてきているとともに、災害発生時における迅速・的確な対応も強く求められております。

こうした社会情勢を踏まえ、消防事業におきましては、「消防体制・救急体制の強化」、「火災予防対策の推進」、「人材育成・執行体制の充実」の二項目を重点に各種災害をはじめ、大規模自然災害にも対応できる消防体制の確立を目指してまいります。

まず、消防施設等の整備につきましては、既定の整備計画に基づき、西消防署の救助工作車及び敷島出張所の高規格救急自動車の更新整備を実施するとともに、総務省消防庁が施策として進める、女性消防吏員の活躍推進に向けた取組みとして、南消防署の施設改修工事を実施いたします。

次に、警防業務につきましては、高い確率で発生が危惧されている巨大地震等を想定した訓練を実施し、初動対応の迅速化を図ってまいります。

また、当消防本部は、県外における大規模災害時には、総務省消防庁が増強・充実強化を推進している緊急消防援助隊の山梨県代表消防機関として、山梨県隊を指揮・統括することから、出場体制の迅速化や連携活動能力を向上させ、大規模災害発生時に最善の対応が出来るよう、各種訓練を実施してまいります。

次に、救急業務につきましては、年々増加する救急需要に対して、丁寧な対応を行うとともに、「一分一秒を短縮し、助かる命を救いたい」をキーワードに、引き続き現場到着時間の短縮に努め、加えて、救急車の適正な利用についても、関係機関と情報を交換しながら進めてまいります。

次に、救助業務につきましては、近年、大規模な災害が多発しており、全国的に救助体制の強化が求められていることから、各署に設置された訓練施設を活用し、救助業務の一層の高度化を図ってまいります。

なお、来年度には、救急業務量の増加や救急救命士の処置範囲の拡大に伴う高度化・専門化、更には緊急消防援助隊の充実

強化に対応するため、警防課救急救助係を救急救助課として分離、独立させ、圏域住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、予防業務につきましては、依然として減少しない住宅火災とこれに伴う死傷者の増加が懸念される中、住宅用火災警報器の全世帯への設置に向け、引き続き、各地区の自治会等や関係機関の協力を得ながら、設置率の向上に全力を挙げてまいります。

また、中高層建築物や、不特定多数の者を収容する大規模小売店舗などは、万一、火災が発生した場合、死傷者等が多数発生する危険性が高いことから、人命危険を考慮した防火対象物等への立入検査を推進するとともに、平成三十年四月一日からの違反対象物に係る公表制度に向け、消防法令違反等の是正の徹底に積極的に取り組んでまいります。

火災予防、とりわけ違反是正は、火災発生前の人命救助といわれており、分かりやすい広報活動を積極的に行い、圏域住民の皆様に理解を深めていただけるよう努めてまいります。

次に、職員の教育訓練につきましては、消防職員は常に住民の目線で業務に当たり、自ら改革する意識を持って努力と研鑽する気持ちを保持しなければなりません。公務員としての知識はもとより、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得するとともに、中堅職員が現場での消防技術を若手職員に伝授する「消防プリセプターシッププログラム」などを継続して実施する中で、消防力の維持・向上を図ってまいります。

また、消防大学校をはじめ、山梨県消防学校、先進都市消防本部等への研修派遣を引き続き実施するとともに、県内消防本部との人事交流を行い、消防本部間の業務の連携や人材育成を図ってまいります。

人材は優れた指導者と活気ある職場の中で育つものであり、組織による学習機会の提供と管理職員自らが積極的に職務に取り組む姿勢を示す中で、効率的かつ効果的な職員教育を図ってまいります。

これらのことを踏まえ、職員の能力、及び資質の向上並びに活力ある職場づくりを行うとともに、人事評価制度等を活用して、発揮した能力、及び業績に基づく人事配置等を行うことにより、圏域住民の期待と信頼に応えてまいります。

次に、視聴覚ライブラリー事業についてであります。視聴覚ライブラリー事業につきましては、圏域内の学校教育や社会教

育などの教育現場において、時代に即した集団視聴が可能な教材・機材の提供を行ってまいります。

次に、国母公園管理事業についてであります。国母公園管理事業につきましては、この公園は緑豊かな安全で利便性の高いスポーツ公園として、また、地域の人々の健康増進や憩いの場として、周辺企業の勤労者をはじめ、多くの圏域住民の皆様が四季を通じてご利用いただいておりますが、公園開設以来三十年以上が経過することから、施設の機能低下等を招かぬよう、整備を実施し、施設の安全点検には万全を期すとともに、利用者がいつでも楽しく安心して利用できる公園として管理運営を行ってまいります。

以上、私の組合運営にあたっての所信の一端と、平成二十九年予算案の概要について申し述べてまいりました。引き続きまして、新年度予算以外の案件につきまして、その大要をご説明申し上げます。

まず、議案第六号「平成二十八年甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第一号）」につきましては、歳出において、第一款消防費は、消防施設等整備に係る消防施設費を更正するための補正であります。

歳入につきましては、第六款繰入金及び第九款組合債を更正するための補正であります。

次に、議案第七号「甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、組合職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得方法等について所要の改正を行うための一部改正であります。

次に、議案第八号「甲府地区広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、配偶者同行休業の期間について、再度の延長をすることができる特別の事情を定めるための一部改正であります。

次に、議案第九号「甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」は、総務省消防庁から重大な消防法令違反のある防火対象物の公表制度の実施について通知されたことに伴い、利用者自らがこの情報入手できる違反内容等を公表する制度を設けるため、所要の改正を行うための一部改正であります。

以上が、本日提案しました案件の大要であります。議員各位におかれましては、何卒、十分なるご審議をいただきまして、

ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池谷陸雄君）以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に本議場におきまして、全員協議会を開催いたします。

午後三時十九分休憩

午後四時二十七分再開議

○議長（池谷陸雄君）それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております議案のうち、日程第三、議案第六号について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第三、議案第六号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷陸雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第四、議案第七号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第四、議案第七号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷陸雄君）ご異議なしと認めます。

よって本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第五、議案第八号について質疑に入ります。
質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第五、議案第八号について採決いたします。
本案については、提案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷陸雄君) ご異議なしと認めます。

よって本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第六、議案第九号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより日程第六、議案第九号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷陸雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第七、議案第一号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより日程第七、議案第一号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷陸雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第八、議案第二号について質疑に入ります。
質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第八、議案第二号について採決いたします。
本案については、提案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷陸雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第九、議案第三号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第九、議案第三号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷陸雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第十、議案第四号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第十、議案第四号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷陸雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第十一、議案第五号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第十一、議案第五号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷陸雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

○議長(池谷陸雄君) 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議を全部終了いたしましたので、会議を閉じ、平成二十九年三月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉会時間 午後四時三十二分

平成二十九年三月二十九日

甲府地区広域行政事務組合議会

議長 池谷陸雄

副議長 内藤久歳

署名議員 山田厚

署名議員 齊藤雅浩